

平成26年度
第10回

国土交通省まちづくり月間協賛

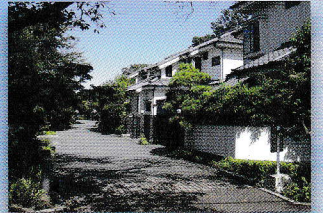
住まいの まちなみ コンクール

おかげさまで10周年。

おかげさまで「住まいのまちなみコンクール」は、今回10回目を迎えることができました。「住まいのまちなみコンクール」は、今後も良好なまちなみを形成している全国各地の地区を表彰・支援してまいります。今回も地域の自然、風景、歴史、文化、生活、活動等を背景とした優れた「まちなみ」を募集いたします。あなたの自慢の「まちなみ」のご応募をお待ちしております。



第1回 国土交通大臣賞
モモンテアス住宅(札幌市東区北十二条) (札幌市東区北十二条)



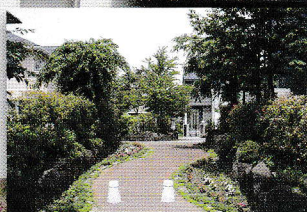
第5回 国土交通大臣賞
こしがや・四季の路(埼玉県越谷市大道)



第2回 国土交通大臣賞
三輪緑地住宅(東京都町田市三輪緑山)



第6回 国土交通大臣賞
瑞樹団地(石川県金沢市みずき)



第3回 国土交通大臣賞
諏訪野(福島県伊達市諏訪野)



第7回 国土交通大臣賞
城南住宅(東京都練馬区向山)



第4回 国土交通大臣賞
西竹の里タワシハウス(東京都西京区大蔵野西竹の里町)



第8回 国土交通大臣賞
旧山陽道備中矢掛宿(岡山県小田郡矢掛町)



第9回 国土交通大臣賞
木綿街道(鳥取県出雲市平田町地)

スケジュール

応募期間/平成26年5月1日(木)~8月31日(日)

入選発表/平成27年1月

表彰

■ 国土交通大臣賞………1点/賞状

■ 住まいのまちなみ賞……4点/賞状

※ 受賞5団体に対しては、維持管理活動の推進のための調査検討経費を支援します。50万円(1団体・1年あたり)を3年間支援します。

審査委員会 (五十音順/敬称略)

- 審査委員長
藤本昌也 (建築家/(公社)日本建築士会連合会 名誉会長)
- 審査委員
上山良子 (ランドスケープアーキテクト/長岡造形大学 名誉教授・前学長)
大月敏雄 (東京大学 教授)
北尾靖雅 (京都女子大学 准教授)
橋本公博 (国土交通省 大臣官房審議官)
望月明彦 (国土交通省 大臣官房技術審議官)
森まゆみ (作家・編集者)

● 主催/まちづくり月間全国の行事実行委員会、

(一財)住宅生産振興財団、
(一社)すまいづくりまちづくりセンター連合会

● 後援/国土交通省、独立行政法人住宅金融支援機構、
独立行政法人都市再生機構、(一社)住宅生産団体連合会、
(公社)日本建築士会連合会、(一社)日本建築士事務所協会連合会、(一財)ハウジングアンドコミュニティ財団

● 協賛/旭化成ホームズ、サンヨーホームズ、
スウェーデンハウス、住友林業、積水化学工業、
積水ハウス、大和ハウス工業、トヨタホーム、パナホーム、
ミサワホーム、三井ホーム
(株式会社を省略、五十音順)

<http://www.machinami.or.jp/>

住まいの まちなみコンクール

応募の対象となる住宅地

維持管理活動を開始してから10年以上※1経過している住宅地で、30戸※2以上の集団で一体的な活動を行っており、下記の①、②のどちらかの条件を満たすこと。

※1 他団体としての活動を継承している場合、通算とします。

※2 開発時の戸数が30戸に満たない場合は、20戸以上で可とします。

①良好な景観が形成されている戸建住宅を中心とした住宅地で、適切な維持管理が行われていること。

②戸建住宅を中心とした既成住宅地において、まちの資源を適切に保全・活用した、まちなみづくりが行われていること。

(伝統的建造物群保存地区を除く)

応募者の資格

①地域の維持管理活動を行っている団体であること。たとえば町内会、自治会、管理組合、建築協定に基づく運営委員会、地域NPOなどです。

②法人格の有無は問いませんが、活動の根拠となる規約などが文書化されていること。

提出図書

応募にあたっては、以下の図書を作成の上、A4ファイルに綴じ、データ(WORD、EXCEL等)を添付して提出してください。

提出された応募図書(写真も含む)は返却致しません。また著作権は応募者に帰属しますが雑誌書籍等での発表掲載の権利は主催者が保有できるものとします。

①様式1…応募書

②様式2…活動調書

③案内図・対象地区の区域図

A3用紙1枚にレイアウトしてください。

④現況写真

A3用紙3枚以内にレイアウトしてください。(地図に撮影位置を記入)

※応募図書の様式はホームページからダウンロードしてください。

選考のポイント

①美しくアメニティの高い住まいのまちなみ景観が形成されていること。

②多人数によるまちなみの維持管理活動が行われていること。

③建築協定などまちなみのルールが合意されていることが望ましい。

④維持管理活動ができるだけ長時間に亘って継続的に行われていること。

⑤住民組織の景観維持活動が初期の景観を育て、より成熟させる方向での成果となっていること。

⑥街の再生に向かって努力していること。

※選考段階で問い合わせをすることや現地調査を行うことがあります。

維持管理活動の支援

①受賞者は維持管理活動に関する調査検討経費を、主催者から受託することができます。

②維持管理活動に関する報告をしていただきます。(報告していただいた内容は公開します。)

③調査検討経費については、まちなみのルールづくりなど、維持管理の向上に関するソフトな費用に充当してください。

④受賞決定後、受賞者と調査内容を協議の上速やかに契約を行います。

発表

平成27年1月発表。

その他

国土交通大臣賞の授賞式は、平成27年6月の「まちづくり月間」の行事として行われます。

<http://www.machinami.or.jp/>

● 応募図書送付先・連絡先

(一財)住宅生産振興財団内 住まいのまちなみコンクール事務局 担当: 松岡・石川
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル5階
TEL.03-5733-6733 FAX.03-5733-6736

※応募者の個人情報、運営に必要な範囲外の目的には使用いたしません

すまいのまちなみ
ネットワーク(Webサイト)
開設

受賞団体、他の団体、専門家や行政と住まいのまちなみづくりに関する情報やノウハウをやりとりするため、「すまいのまちなみネットワーク」を設立し、Webサイトを開設しました。

<http://www.sumai-machinami.net/>